

ホームヘルパーの派遣

重度の障害等のため、居宅において日常生活を営むのに著しい支障のある心身障害児・身体障害者・精神薄弱者の家庭にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事の援助をします。

○所得に応じて自己負担があります。

ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚障害者が、公的機関・医療機関等に赴くなど社会生活上外出が不可欠と認める場合、外出時の移動の介護としてガイドヘルパーの派遣をします。

○所得に応じて自己負担があります。

○外出にかかわる交通費については、ガイドヘルパー分も含めて負担していただきます。

短期介護の実施

重度の身体障害者や精神薄弱者を介護している家族が、疾病や事故、出産、休養等で、一時的に介護ができなくなった場合に、短期間（原則として七日以内）施設で介護します。

○障害の等級により負担金が異なります。

○精神薄弱者については、実施施設の事前登録（面接）が必要です。

住宅整備資金の貸付

障害者の専用居室、浴室等が必要とし、自己資金のみで増改築または改造を行うことが困難な人に、整備資金の貸付を行います。

○貸付限度額 三百万円

○償還期間 十年以内

○利率 年三%

※今年度の受付締切は、十二月二十二日です。ただし、県の準備した融資枠がいっぱいになった場合はその時点で締切です。なお、来年度については四月から受付を開始します。

障害者住宅整備資金の償還利子補給

住宅整備資金の貸付制度の融資を受けた人に、その利子相当分を補助します。（七年度受付分から）

住宅改善費の補助

身体障害の障害等級が一・二級に該当する下肢、体幹、視覚障害の人のいる世帯で、

障害者用の居室、浴室、便所等の改善費に三十万円を限度として補助します。



交通手段等の支援

福祉タクシーの利用券交付

身体障害の障害等級が一・二・三級に該当する視覚、下肢、体幹、内臓障害者及び療育手帳A・B判定の人は、福祉タクシーの利用券の交付が受けられます。

ただし、自動車税の減免措置を受けている人を除きます。

○年間助成額は、タクシー初乗り分と迎車料金（二十四枚綴り）です。

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人が、通勤、通学、通院等日常生活のためがわりとして自動車で有料道路を通行する場合、通行料が割り引きされます。

○割引率 五十%

○身体障害者が自ら運転する場合及び第一種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人を乗せて常時介護する者（同居の介護者）が運転する場合に交付します。

○交付については、あらかじめ自動車の登録が必要です。（障害者一人につき一台）

○営業用車両や会社名義の車両等は除かれます。

旅客運賃の割引

身体障害者、精神薄弱者及び介護者が鉄道、バス等を利用する場合に運賃が割り引きされます。

なお、障害の部位、程度により第一種と第二種に区分され、第一種の人のみ介護者の割り引きが対象となります。（定期乗車券については、心身障害者本人が十二歳未満の人につき第二種も割り引きされます）

○割引率 五十%（バス 三十%）

○割引乗車券の種類
普通乗車券（単身の場合は百円を超えて乗車）、定期乗車券、回数乗車券、急行券

※各種乗車券の購入時には必ず手帳の提示が必要です。

医療費の助成

障害者医療費の支給

身体障害の障害等級が一〜三級腎臓機能障害は四級、進行性筋萎縮症は四〜六級も対象）及び療育手帳がA・B判定の人が、医療を受けた場合、医療保険における自己負担を支給します。